

別紙1第1項から第13項までの（あ）欄記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が行った別紙1第1項から第13項までの行政情報不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて別紙1第1項から第13項までの（い）欄に記載の年月日受付で行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が別紙1から13までの（え）欄に記載の不存在決定について、これを取消し、行政情報開示決定を求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が別紙1第1項から第13項までの審査請求書、追加意見書兼口頭陳述申出書及び別紙1第1項から第12項までの審査請求における口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、別紙1第1項から第4項までについては、「市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文書の内容に関して回答した行政情報」（以下「本件行政情報①」という。）及び「四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報」（以下「本件行政情報②」という。）である。また、別紙1第5項から第13項までについては、「市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文書の内容に関して回答した行政情報その物」（以下「本件行政情報③」という。）、広報広聴課に報告された回答」（以下「本件行政情報④」という。）及び「四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報」（以下「本件行政情報⑤」という。）である。

- (2) 本件行政情報①及び③に関して職員研修所では、回答済みであると主張されています。また、回答内容は広報広聴課に報告される仕組みになっております。職員研修所の主張は、回答済みなので、再度回答する事は無いということですが、四日市市としての仕組みの中でどの様に回答するかは当然決裁を受けるものであり行政情報は存在する。つまり、知る権利を無視して行政情報を隠しているだけである。
- (3) 請求人は行政情報開示請求の後、職員研修所を訪問し条例第1条及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定いたしましよと申し出ているがほとんど相手にされないで一方的に不存在決定されたり、まったく違う行政情報を開示されることが繰り返されている。求めている行政情報とはまったく違う物を探しているのではないのでしょうか。よって、再度請求者の求めている行政情報を協議・協力して特定し、請求人が求める行政情報を開示していただくことをお願いいたします。
- (4) 開示請求書には開示していただく行政情報の特定に関しては四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定出来る様に宜しくお願いいたします。と記載されておりますので行政情報の特定に協力しなかったことによる、今回の行政情報開示決定は四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項に違反している為、重大な情報公開条例違反であり、開示決定担当部署は知る権利の保障を妨害している。
- (5) 弁明書にて、四日市市は、電話又は面談において（口頭で）回答しているものであると虚偽の説明をしているが、電話又は面談で回答していただいているので、回答したというのであれば、文書での回答しかありえない為、回答した行政情報を開示していただきたい。
- (6) 回答もしていないのに回答をしたと虚偽の説明をして、更に不存在決定をしたのであれば、四日市市職員研修所には虚偽の説明をするのだと規定している行政情報は存在するはずである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、回答書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求に対しては、開示請求に係る行政情報を保有していないため、

不存在決定を行ったものである。

- (2) 請求人からの「市政への提案箱」への意見については、以前から職員研修所が対応してきた案件と関連しており、電話又は面談において回答しているものであるため、改めて「市政への提案箱」への回答という形式で回答することは適当でないと判断したものである。

請求人の主張は、「市政への提案箱」という仕組みを利用すれば、他の方法により回答した案件等であっても、四日市市は何度でも改めて当該仕組みに従った回答をしなければならないとの誤解に基づくものである。

- (3) 本件行政情報⑤については、係る行政情報を作成、保有していないため、不存在決定を行ったものである。

- (4) 審査請求書では、本件行政情報②及び④については何ら触れられておらず、本件行政情報②及び④の不存在についての不服はないものとする。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の存否について

ア 本件行政情報①及び③について

当審査会において、実施機関からの説明を受けたところ、請求人は、従前より職員の接遇等の指導を行う実施機関に対して、職員に対して強制力のある通知等を行わない事、接遇向上推進会議での連絡にとどまり、その後のモニタリング等を行っていないことについて繰り返し不満を申し出ており、その不満の中で、接遇推進会議では、単なる事務連絡やコピー配りを行っているだけで、ホームページで記載しているような職責を果たしていない旨の指摘をしていた。その申出に対して、実施機関は実施機関としての考え方を繰り返し回答してきたという経緯が

あった。実施機関は、請求人の申出に対して、当初は誠実に対応してきたが、請求人は、実施機関による回答に満足していない状況であった。そのような中で、請求人は別紙２記載のとおり「市政への提案箱」という制度を用いて、実施機関の対応についての不満とその説明を求める旨の要望を行ったが、実施機関は、請求人に対する従前の対応や回答で十分であり、あえて再度の説明や対応は不要であると判断した。そのため請求人からの「市政への提案箱」への要望については、回答を行わなかった。この対応の問題点については、本来の当審査会の権能とは言い切れないものの、市政のあるべき姿の形成に資すると判断して、当審査会の意見を後記付言アにて記載する。

「市政への提案箱」の制度は、四日市市役所がホームページにて広く市民から意見を求めること等に用いられるものであり、募集する意見について特段の制限はない。ただし、提案された意見について、「趣旨が明確でないものや、回答することが適当でないと担当部署が判断したもの」については、四日市市は回答できない場合がある旨、四日市市役所のホームページに明記されている。

前述のように、実施機関は、請求人の申出に対して、当初は誠実に対応してきたという経緯から、改めて意見を述べる必要がないものと判断したため、「市政への提案箱」に対して回答をしなかったというものである。行政情報の存否については、実施機関は市政への提案箱への回答を行わなかったのであるから、「市政への提案箱」に対する回答をしたことがわかる行政情報は存在しないことは明らかである。

よって、本件行政情報①及び③を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

イ 本件行政情報④について

前述のとおり、実施機関は市政への提案箱への回答を行わなかったのであるから、広報広聴課への回答内容が報告されているということはないことは当然である。

よって、本件行政情報④を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 本件行政情報②及び⑤について

当審査会において、本件行政情報②及び⑤の存否について検討を行ったが、実施機関からの説明を受けるまでもなく、社会通念上、本件行政情報②及び⑤が存在しないことは明らかと考える。よって、本件行政情報②及び⑤を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件行政情報②及び⑤の行政情報については、既に当審査会（平成28年度答申1080号）で存在しないことを確認しており、今後、同様の行政情報の存否については、不存在となるため、審理の迅速化のためにも請求人は同様の開示請求及び審査請求をすることは慎まれるように要請する。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

(4) 付言

ア 当審査会としては、本件行政情報①ないし⑤については、不存在であるため、実施機関の判断は妥当であると判断するが、実施機関と請求人との間で十分な意思疎通ができていないものと思われ、その点について、情報公開制度の趣旨に鑑みて実施機関が適切かつ相応の説明責任を負うべきものとする。すなわち、請求人からの質問や意見に対して、実施機関は、当初、回答や応対を行っていたようであるが、その回答や応対に納得をしない請求人からの再度の質問や意見については、実施機関は十分に傾聴せず、いわば行政への不当要求行為に類似する行為として安易な対応を行っていたように思われる。もちろん、請求人も同じ内容について、納得できる回答が得られるまで執拗に同じ質問や独自の意見を繰り返すことは適切な行為とは言えない。しかしながら、請求人がそのような行為を行っていることを理由に、請求人の質問や意見について実施機関として適切な説明をしないということは許されるものではない。そのため、感情的な対応とすら推察できる本件の実施機関の一連の対応について、当審査会は実施機関に再考を求めるものである。

一方で、審査会は、請求人のこれまでの情報公開請求や審査請求についても付言をしたい。請求人は、当該行政情報がないことを常識的に判断し得ると思われるところ、特段の具体的理由や根拠を示すことなく、いわば形式的論理により、平成28年度頃より多数回に亘り、実施機関に対して情報公開請求を、審査庁に対し審査請求を行っており、その審査請求について、当審査会で審議をしてきたところである。しかしながら、当該行政情報が存在しないことが明らかであり、かつ情報公開請求及び審査請求が類似多数回に亘り、情報公開制度を利用するものの、請求人の意図としては行政の対応への不満や批判であることなどの事情が明らかであれば、その開示請求や審査請求は情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、知る権利の内在的

な制約として、いわゆる権利の濫用と解されるから、実施機関は当該開示請求を却下し、また、審査庁は当該審査請求を却下すべきと思料する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月17日	・ 諮問書受理
平成29年10月 3日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成29年度第5回審査会合議体)
平成29年11月27日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成29年度第6回審査会合議体)
平成30年1月15日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成29年第7回審査会合議体)
平成30年2月19日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成29年第8回審査会合議体)
平成30年3月20日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成29年第9回審査会合議体)
平成30年4月16日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第1回審査会合議体)
平成30年5月11日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第2回審査会合議体)
平成30年5月21日	・ 中間審議(平成30年度第3回審査会合議体)
平成30年6月13日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第4回審査会合議体)
平成30年7月4日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第5回審査会合議体)
平成30年8月1日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第6回審査会合議体)
平成30年9月5日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第7回審査会合議体)
平成30年10月1日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議(平成30年第8回審査会合議体)

平成30年11月2日	・ 中間審議（平成30年度第9回審査会合議体）
平成30年11月21日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議（平成30年第10回審査会合議体）
平成30年12月19日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議（平成30年第11回審査会合議体）
平成31年1月18日	・ 審議（平成30年第12回審査会合議体）
平成31年2月28日	・ 審議（平成30年第13回審査会合議体）
平成31年5月29日	・ 答申

(別紙1)

項番	(あ) 諮問	(い) 開示請求日	(う) 請求する公文書の件名又は内容	(え) 決定
1	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 368号	平成28 年8月5 日付け	①別紙2016年7月21日3:25の [0732]市政へのご提案箱にご意見を 頂き誠にありがとうございました。とい う文書の内容に関してどの様に回答し たかがわかる行政情報、②四日市市職員 研修所では虚偽の説明をするのだと規 定している行政情報	いずれも不存 在
2	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 375号	平成28 年8月8 日付け	①別紙2016年7月21日11:59 の[0733]市政へのご提案箱にご意見 を頂き誠にありがとうございました。と いう文書の内容に関してどの様に回答 したかがわかる行政情報、②四日市市職 員研修所では虚偽の説明をするのだと 規定している行政情報	いずれも不存 在
3	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 376号	平成28 年8月8 日付け	①別紙2016年7月21日23:57 の[0735]市政へのご提案箱にご意見 を頂き誠にありがとうございました。と いう文書の内容に関して回答した行政 情報その物、②四日市市職員研修所では 虚偽の説明をするのだと規定している 行政情報	いずれも不存 在
4	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 377号	平成28 年8月8 日付け	①別紙2016年7月23日21:37 の[0737]市政へのご提案箱にご意見 を頂き誠にありがとうございました。と いう文言の内容に関して回答した行政 情報その物、②四日市市職員研修所では 虚偽の説明をするのだと規定している 行政情報	いずれも不存 在
5	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 378号	平成28 年8月8 日付け	①別紙2016年7月24日21:31の [0737]市政へのご提案箱にご意見を 頂き誠にありがとうございました。とい う文書の内容に関して回答した行政情 報その物、②広報広聴課に報告された回 答を行政情報、③四日市市職員研修所で	いずれも不存 在

(別紙1)

			は虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	
6	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 381号	平成28 年8月1 0日付け	①別紙2016年7月26日22:28 の[0741]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文言の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在
7	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 387号	平成28 年8月1 2日付け	①別紙2016年7月28日21:39 の[0743]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文言の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在
8	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 389号	平成28 年8月1 2日付け	①別紙2016年7月29日22:16 [0744]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文言の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在
9	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 393号	平成28 年8月1 5日付け	①別紙2016年7月31日21:43 [0747]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文言の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在
10	平成29年 2月17日	平成28 年8月1	①別紙2016年7月30日22:24 [0746]市政へのご提案箱にご意見を	いずれも不 存在

(別紙1)

	付け 整理番号第 394号	5日付け	頂き誠にありがとうございました。という文書の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	
11	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 395号	平成28 年8月1 5日付け	①別紙2016年8月1日22:05の[0748]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文言の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在
12	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 396号	平成28 年8月1 5日付け	①別紙2016年8月2日23:22の[0749]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文書の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在
13	平成29年 2月17日 付け 整理番号第 399号	平成28 年8月1 6日付け	①別紙2016年8月3日22:20の[0750]市政へのご提案箱にご意見を頂き誠にありがとうございました。という文言の内容に関して回答した行政情報その物、②広報広聴課に報告された回答を行政情報、③四日市市職員研修所では虚偽の説明をするのだと規定している行政情報	いずれも不 存在